

## 【声明】家庭科教育研究者連盟（略称 家教連）は「家庭教育支援法案」の提出に反対します

家教連は、「子どもの生活をまん中に」を掲げ、子どもの生活や学びへの願いから出発し、いのちとくらしを守り発展させることができる主権者としての生活者を育てる家庭科教育を追求してきました。

私たちは、今国会に自民党・公明党が議員立法として準備している「家庭教育支援法案」について、その内容を知れば知るほど、個人の尊厳をないがしろにして憲法を踏みこむものとの強い危惧を抱いています。私たちは、以下の理由から法案提出に強く反対します。

### 1. 国家が家庭へ介入し統制を行うことがその本質だからです。

現在、家族は大きく多様化し、一人親家族が増えています。また LGBT の人たちが望む新しい姿の家庭も模索されています。一方、親やおとなたちが経済的貧困に陥り、子どもの貧困化が拡大しています。DVなどに苦しむ家庭も少なくありません。

ところが法案では、「家族の構成員の数が減少」「家族が共に過ごす時間が減少」「家族と地域社会との関係が希薄」と指摘するだけで、原因の分析もないまま、施策を家庭に押しつけています。家庭を支援するように見せかけて、実は、政府と自治体がつくった施策に従わせようとしていることが、法案の本質です。施策の内容は、「父母その他の保護者の第一義的責任において」と安倍政権が望む性別役割分業に基づいた「家庭教育」です。家庭に押しつけを迫るばかりか、地域でチェックしあうように仕向けています。「教育基本法にのっとり」と、愛国心の強調は、戦前の家庭教育を縛り、戦争へばかりたてた「戦時家庭教育指導要項」を想起しないではいられません。

法案では、親ではなく、「父母」と明記していることは、「父性、母性」の意識化をねらったことだと考えられます。男女が結婚して子どもを産み、性別役割分業に基づく家庭をあるべきモデルと想定していることは、各地で先行実施されている「家庭教育支援条例」に示されたものから推定できます。

これでは、個人が自由に自分の生き方を選択することができず、明らかに個人の尊厳と男女平等の実現をめざす憲法 24 条に違反します。多様な家庭のあり方を否定し、個人の自由な生き方に制限を加え、男女の本質的な平等をめざさない法案は許せず、法案提出に強く反対します。

### 2. 法案のねらう統制は、戦争する国づくりと深く関わっているからです。

法案を準備したのは、通称「親学推進議連」（正式名称「家庭教育支援国会議員連盟」）です。発足当時（2012 年）の会長は安倍晋三現首相、事務局長は下村博文元文科大臣で、「親学」の提唱者は、高橋史朗氏です。「親学」は、子どもと教育のさまざまな問題の原因を「親がなっていないから」だとして、親を教育しようと考えています。「男の子らしさ」「女の子らしさ」の性差を強調して男女平等を否定しています。法案には、この考え方が色濃く反映されています。

今、憲法「改正」が強引な手法で進められ、「特定秘密保護法」「安保法制」「共謀罪法案」と「戦争する国づくり」の準備が着々と進められています。「戦争する国づくり」は、教育面でも準備が進行し、次期学習指導要領の「特別の教科 道徳」に顕著に現れています。学校教育、幼児教育、生涯教育、その仕上げとしての家庭教育への介入です。家庭教育も含め、教育は、本来、その人自身の成長発達を保障するためにあるものです。家庭教育、学校教育、すべての教育を、戦争をする国づくりの道具、人材育成として使うことは許せません。

### 3. 政府がすぐに取り組むべき課題は社会基盤の整備・充実です。

法案にある家庭の変化を認識するなら、安定した正規雇用、労働時間の短縮、長時間過密労働の解消、ゆとりある賃金、給付型奨学金の増額と拡大、保育所の整備などの社会基盤の整備・充実に、政府が率先して取り組むべきです。そのことが家庭の抱える困難を解消し、経済的にも精神的にもゆとりを持って子育てができる保障です。政府は、憲法 24 条・25 条の実質的な実現、国連子どもの権利委員会から再三出されている勧告の実現、CEDAW（国連女性の地位委員会）からの勧告を実現すべきです。

## 家庭教育支援法案（第一～九条 以下略）

（目的）

第一条 この法律は、同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、家庭と地域社会との関係が希薄になったこと等の家庭をめぐる環境の変化に伴い、家庭教育を支援すること（以下「家庭教育支援」という。）が緊要な課題となっていることに鑑み、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり、家庭教育支援に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、家庭教育支援に関する必要な事項を定めることにより、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 家庭教育支援は、家庭教育が、父母その他の保護者の第一義的責任において、父母その他の保護者が子に生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めることにより行われるものであるとの認識の下に行われなければならない。

2. 家庭教育支援は、家庭教育を通じて、父母その他の保護者において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

3. 家庭教育支援は、国、地方公共団体、学校、保育所等、地域住民、事業者その他の関係者の連携の下に、社会全体における取組として行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、家庭教育支援に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（学校、保育所等の設置者の責務）

第五条 学校、保育所等の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校、保育所等が地域住民その他の関係者の家庭教育支援に関する活動の拠点として活用されるよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する家庭教育支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第六条 地域住民その他の関係者は、基本理念にのっとり、家庭教育支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する家庭教育支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係者相互間の連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、保育所等、地域住民、事業者その他の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（財政上の措置）

第八条 国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（家庭教育支援基本方針）

第九条 文部科学大臣は、家庭教育支援に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条及び次条において「家庭教育支援基本方針」という。）を定めるものとする。

【以下略】